

既存試料・情報の授受における提供元の機関と提供先の機関の
インフォームド・コンセント等の手続の関係性

第5の15(2) 既存試料・情報を提供する機関における手続	第5の11(1) 及び15(2) 既存試料・情報を提供する機関	第5の11(3) 及び15(1) 既存試料・情報を受ける機関
同意を受ける	同意 + 提供に当たり講じた措置の内容を提供先に通知 + 提供に関する記録の作成	提供元が講じた措置を確認 + 提供に関する記録の作成
ア(7) 匿名化(特定の個人を識別できない+対応表が作成されていない)	提供に当たり講じた措置の内容を提供先に通知 + 提供に関する記録の作成	提供元が講じた措置を確認 + 提供に関する記録の作成
ア(イ) 匿名加工情報又は非識別加工情報	提供に当たり講じた措置の内容を提供先に通知 + 提供に関する記録の作成 (※)	提供元が講じた措置を確認 + 提供に関する記録の作成 (※)
イ 匿名化(どの提供者の試料・情報であるかが直ちに判別できないよう、加工又は管理されたもの)	提供に当たり講じた措置の内容を提供先に通知 + 提供に関する記録の作成 + 通知又は公開 + 倫理審査委員会への付議 + 機関の長の許可	提供元が講じた措置を確認 + 提供に関する記録の作成 + 通知又は公開
ウ 学術研究その他の特段の理由	提供に当たり講じた措置の内容を提供先に通知 + 提供に関する記録の作成 + 通知又は公開 + 拒否機会の保障(原則) + 倫理審査委員会への付議 + 機関の長の許可	提供元が講じた措置を確認 + 提供に関する記録の作成 + 通知又は公開 + 拒否機会の保障(原則)

(※) 匿名加工情報又は非識別加工情報の取扱いに関する法令上の義務を併せて遵守